

公益財団法人東京都道路整備保全公社物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

第1 目的

この基準は、公益財団法人東京都道路整備保全公社財務規則（以下「財務規則」という。）第86条の規定に基づき、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が発注する物品買入れその他契約（工事の請負契約、設計・測量・地質調査の委託契約を除く。）の指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加有資格者…公社入札参加資格で定める物品買入れ等競争入札の資格を有する者をいう。
- (2) 発注契約…発注しようとする契約をいう。
- (3) 既発注契約…既に発注した契約をいう。

第3 指名の判断事項

指名する場合は、入札参加有資格者の中から次の各号を調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 公社における実績の有無
- (3) 官公庁の実績の有無
- (4) 既発注契約の履行成績
- (5) 発注契約に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注契約についての総合的な適性

第4 指名方法

1 指名する場合の一般的基準は次のとおりとする。

- (1) 既発注契約の履行成績が優秀な者
- (2) 履行能力を有する者
- (3) 履行実績を有する者

2 財務規則第86条第1項第2号で定める希望者数が少ない契約とは、中止や不調等により一度落札に至らなかった案件とする。

第5 指名の制限

財務規則85条で定めるもののほか、次の各号の一に該当する者は指名することができない。

- (1) 関係行政機関等からの情報により不適切であることが明確である者

- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 不誠実な行為がある者
- (4) その他指名することが不適切と認められる者

第6 指名業者数

公社指名業者選定委員会設置要綱に規定する業者数を指名する。

附 則

この基準は、平成14年 5月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2年1 1月 1日から施行する。